		(5)　(注１)(注２)(注３)(注10)(注12) (6)　(注１)(注２)(注10) (7)　(注１)(注３)(注６)(注７)(注10)(注12) (8)　(注１)(注６)(注７)(注10)(注12) (9)　(注１)(注10)(注12) (10)　(注１)(注３)(注６)(注７)(注10)(注12) (11)　(注１)(注４)(注７)(注10)(注12) (12)　(注１)(注３)(注10)(注12) (13)　(注１)(注８) (14)　(注１)(注９) (15)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注11) (16)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注11) (17)　(注１)(注２)(注３) (18)　(注１)(注２)(注３)(注７)(注10)(注12)	(注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。				
	2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２)(注６)(注９) (2)　(注１)(注２)(注６) (3)　(注１)(注２)(注６)(注９) (4)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。		2　［同左］	［同左］	［同左］

同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
(注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
(注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
(注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
(注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
(注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
(注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
(注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。